

政府の実行計画案に対する主な意見の概要及びそれに対する考え方

1. 全体について

意見の概要	考え方	件数
政府は指導的役割を果たすべく手本となるような行動を取るべき。	実行計画に基づき率先した取組を行ってまいります。	3
政府は、自らの排出実態、取組の状況、結果を公表すべき。	政府の温室効果ガスの排出量や実行計画の取組状況、結果については、毎年、公表します。	3
政府は国民に範を示すためにも平成16年までに目に見える成果を出すべき。	計画は平成18年度までですが、毎年度、計画に基づき対策を講じます。	1
具体的削減手法やノウハウ等については、地方公共団体等の取組のため積極的に提供すべき。	地方公共団体等への本計画の周知に努めます。	1
未来永劫有効な対策として効果が残り続ける方策を戦略的に導入すべき。	事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等に効果のある対策を定めています。	1
計画が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいていることを明記すべき。	御意見をふまえ表現の適正化を図ります。	1
計画名を「政府の実行計画」と簡略化すべき。	御意見をふまえ表現の適正化を図ります。	1
温暖化の原因は、人類による資源の燃焼である。	政府のエネルギー使用量を抑制することとしています。	1

2. 「第一 計画の対象となる事務及び事業」について

意見の概要	考え方	件数
出張等による自動車等の輸送手段による排出や、水道・紙等の使用による排出、廃棄物からの排出等も含めるべき。	実行計画では、自動車の効率的利用や節水、用紙類の使用量や廃棄物量の削減に関する対策も定めています。	1

3. 「第二 計画の期間等」について

意見の概要	考え方	件数
京都議定書との整合性を考え、基準年を平成2年ないし平成7年とすべき。	実行計画は平成14年度～18年度の5年間の計画であるため、平成13年度を基準にしています。	2

4. 「第三 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態」について

意見の概要	考え方	件数
温室効果ガスの総排出量については、公表のみならず、第三者による計画の進捗状況のチェック・レビューを受けるべき。	温室効果ガスの総排出量や計画の進捗状況については、地球温暖化対策推進本部幹事会において点検し、公表します。	1

5. 「第四 措置の内容、当該措置により達成すべき目標」について

意見の概要	考え方	件数
1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮		
「REFUSE, REDUCE, REUSE, RECYCLE」の順位を守り、使用量の抑制を第一とすべき。	3. (3)に3 R (REDUCE, REUSE, RECYCLE)の実施について明記します。	1
グリーン購入法特定調達物品の購入を盛り込むべき。	財やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法の基本方針に基づき行います。	1
財やサービスの購入に当たっては、新しい製品の算入を妨げることをないようにすべき。	政府について、温室効果ガスの排出抑制に資する製品の購入について定めたもので、新しい製品の市場参入を妨げるものではありません。	1
トッランナー対象機器の購入時には省エネ法トッランナー方式によるラベリング制度の存在に留意すべき。	御意見は今後対応を図る上で参考にさせていただきます。	1
(1) 低公害車という言葉は一般に色々な意味で使用されるため、具体的に「電気自動車等の低公害車」とすべき。	実行計画における低公害車は、グリーン購入法の基本方針における判断の基準を満たすものを指します。	3
(1) 公用車が必要かどうかの是非を考えるべき。	公用車は業務を行う上で必要ですが、その台数については削減を図ります。	2
(1) 率先導入する低公害車を燃料電池自動車に限定せず電気自動車も明記すべき。	燃料電池自動車については今後市販される予定のため特に記述したものです。電気自動車については低公害車として導入促進します。	2
(2)ア アイドリングストップ支援装置の取付を入れるべき。	御意見をふまえ対策に追加します。	2
(4)ア 省エネ機器の買い換えなどに際しては、ライフサイクルでの温室効果ガスの削減量の評価などを実施すべき。	機器の購入に当たっては、ライフサイクル全体に配慮しつつ、温室効果ガスの排出の少ない製品を購入します。	1
(5) 「用紙類の使用量の削減」という項目名になっているが、内容は「削減」とは言えない。	用紙類については、対策を講じない場合、使用量が増加することが見込まれるため、個人が削減に努めることにより、全体として使用量を増加させないこととしています。	1
(7) GWPのより小さいHFC製品の採用も含まれており、タイトルにHFCの代替物質とのみ記載することは誤解を与える。	第一にはHFCの代替物質を使用した製品を選択するものであるため、タイトルもそのように記述しています。なお、地球温暖化への影響の小さなHFC製品は、「等」に含まれます。	1
(8)ア グリーン電力の購入を目標に含めるべき。	グリーン電力については購入の判断基準が明らかでないため、目標に含めていません。	1
(8)ア 夜間電力を活用した蓄熱システムやCO2冷媒ヒートポンプ給湯器の導入を図るべき。	御意見をふまえ対策に追加します。	1 6
(8)ア 燃焼機器等からの排出ガスの性状を改善することが課題であり、使用燃料に制限を加えることは好ましくない。	化石燃料から都市ガス等への燃料転換は温室効果ガスの排出抑制策として重要です。	2
(8)ウ 自動販売機について設置台数の見直し、ピークカット型機器の導入を図るべき。	自動販売機については設置実態を精査し、省エネルギー型の機器への変更を促すこととします。	2
(8)オ バイオマスや廃棄物の利用を促進するため、政府自らがモデル事業を計画・実施すべき。	可能なかぎり、バイオマスなどの新エネルギーを活用した設備についても導入することとしています。	1

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮		
(1) 政府が率先して特定の材料・資材を排除するようなことを行うべきでない。	政府全体の温室効果ガスの排出の抑制のためには、建設資材等の段階から温室効果ガスの排出の少ない資材等の利用を図ることが重要です。	1
(2) 夜間電力を活用した蓄熱システムやCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の導入を図るべき。	御意見をふまえ対策に追加します。	1 2
(3) 空調設備の使用が最小限で済む設計、ないし過剰設備をしない建物を建築することも考慮すべき。	建築物の設計、設備導入に当たっては、温室効果ガスの排出の減量化を考慮してまいります。	1
(3) 会議室や大臣室、次官室等が対象となっているのか不明確なため、「事務室」等を「庁舎内」とすべき。	御意見をふまえ表現の適正化を図ります。	1
(4) 石油コージェネレーションシステムを天然ガスコージェネレーションシステムと同等に取り扱うべき。	コージェネレーションシステムについては、燃料の種類ではなく、高効率で温室効果ガスの排出の少ないものを対象とします。	1
(4) バイオマスや廃棄物の利用を促進するため、政府自らがモデル事業を計画・実施すべき。	可能なかぎり、バイオマスなどの新エネルギーを活用した設備についても導入することとしています。	1
(7) 省エネルギー診断により省エネルギー対策について包括的な取組を行うべき。	御意見をふまえ対策に追加します。	3
3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮		
(1)ア 夜間電力を活用した蓄熱システムやCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の導入を図るべき。	御意見をふまえ対策に追加します。	6
(1)ア エネルギー供給設備等で利用する燃料の量について、原単位を毎年1%ずつ向上させることを目標とするべき。	エネルギー消費効率の高い設備の導入に努めますが、設備における原単位向上は目標には含めません。	1
(1)ア サマータイム制度の先駆けとして、夏期期間中、国の事業所の始業時間を早めるべき。	政府のみがサマータイムに移行することは、様々な支障が予想されることから、社会全体への導入に向けて合意形成を図ります。	1
(1)ア 現行の記述はエネルギー全体(電気と燃料の合算)の削減になっていない。	電気と燃料のそれぞれ目標を立て削減を図ることにより、エネルギー全体を削減します。	1
4 職員に対する研修等		
関係府省の職員が中心となって啓蒙活動を行い、地方自治体、一市民まで普及できるように資料や仕組みを確立すべき。	本計画の対象は政府の職員であるため普及啓発は内容に含まれませんが、政府として引き続き地球温暖化対策の普及啓発は推進します。	1
5 計画の推進体制の整備と実施状況の点検		
実施状況の点検に関しては、第三者によるチェック・レビューを受けるべき。また、点検結果を公表すべき。	温室効果ガスの総排出量や計画の進捗状況については、地球温暖化対策推進本部幹事会において点検し、公表します。	2
6 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標		
目標を達成できなかった場合について明記すべき。	平成18年度において目標が未達成の場合の対策については、今後検討します。	2
一部の項目については数量目標が掲げられているが、全体目標(7%削減)との関係が明らかでない。	全体目標は、個別項目による削減効果を踏まえて設定していますが、計画本文では個々の取組内容に即して目標を掲げています。	1
温室効果ガスの総排出量は推計値であることが明記されているが、7%削減も推計値であることを記載すべき。	温室効果ガスの総排出量は推計値であり、7%削減も推計値を対象にしていることは明らかです。	1

政府の実行計画の実施要領案に対する主な意見の概要及びそれに対する考え方

1. 全体について

意見の概要	考え方	件数
「関係府省は、それぞれの実状に応じ可能な限り」という文言には逃げの姿勢が感じられる。	各府省によって、設備状況等が異なるため、それぞれの状況に応じて対策を図るという趣旨で記述しています。	1
すでに事業所で取り組まれている範囲での対策の羅列である。	本年度から取り組むため、直ちに導入可能な普及段階の対策を中心に定めています。	1

2. 「1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」について

意見の概要	考え方	件数
(1) 低公害車という言葉は一般に色々な意味で使用されるため、具体的に「電気自動車等の低公害車」とすべき。	実行計画における低公害車は、グリーン購入法の基本方針における自動車の判断の基準を満たすものを指します。	1
(1) 公用車が必要かどうかの是非を考えるべき。	公用車は業務を行う上で必要ですが、その台数については削減を図ります。	1
(1) 率先導入する低公害車を燃料電池自動車に限定せず電気自動車も明記すべき。	燃料電池自動車については今後市販される予定のため特に記述したものです。電気自動車については低公害車として導入促進します。	1
(2)ア アイドリングストップ支援装置の取付を入れるべき。	御意見をふまえて対策に追加します。	1
(2)ア 私用車の使用は禁止すべき。	私用車は対象とはしていません。	1
(4)ア 省エネ機器の買い換えなどに際しては、ライフサイクルでの温室効果ガスの削減量の評価などを実施すべき。	機器の購入に当たっては、ライフサイクル全体に配慮しつつ、温室効果ガスの排出の少ない製品を購入します。	3
(4)ア 現状が過剰設備設置・過剰消費活動を行っていないかを考えるべき。	現状の設備状況についても精査します。	1
(4)ア 機器のリースや長期使用を行うべき。	計画においても廃棄物の減量のため製品の長期使用に努めることとしています。	1
(5) デジタル化するならばミスプリント等を削減する対策をとるべき。	御意見は今後対応を図る上で参考にさせていただきます。	1
(7) GWPのより小さいHFC製品の採用も含まれており、タイトルにHFCの代替物質とのみ記載することは誤解を与える。	第一にはHFCの代替物質を使用した製品を選択するものであるため、タイトルもそのように記述しています。なお、地球温暖化への影響の小さなHFC製品は、「等」に含まれます。	1
(8)ア 夜間電力を活用した蓄熱システムやCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の導入を図るべき。	御意見をふまえて対策に追加します。	15
(8)ア 燃焼機器等からの排出ガスの性状を改善することが課題であり、使用燃料に制限を加えることは好ましくない。	化石燃料から都市ガス等への燃料転換は温室効果ガスの排出抑制策として重要です。	6
(8)ア 省エネルギー診断と診断結果に基づく改修が重要である。	御意見をふまえて対策に追加します。	1
(8)ウ 省エネピークカット型自動販売機を導入すべき。	自動販売機については設置実態を精査し、省エネルギー型の機器への変更を促すこととします。	1

3. 「2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮」について

意見の概要	考え方	件数
グリーン製品の採用根拠等の公開を求められても対応できるようにする必要がある。	御意見をふまえて対応してまいります。	1
(1) 政府として混合セメントの利用ガイドラインを示すべき。	政府としてはグリーン購入法の基本方針に基づき調達します。	1
(1) 政府が率先して特定の材料・資材を排除するようなことを行うべきでない。	政府全体の温室効果ガスの排出の抑制のためには、建設資材等の段階から温室効果ガスの排出の少ない資材等の利用を図ることが重要です。	1
(2) 夜間電力を活用した蓄熱システムやCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の導入を図るべき。	御意見をふまえて対策に追加します。	2
(3) 会議室や大臣室、次官室が対象となっているか不明確なため、「事務室等」を「庁舎内」とすべき。	御意見をふまえて表現の適正化を図ります。	1
(4) 石油コージェネレーションシステムを天然ガスコージェネレーションシステムと同等に取り扱うべき。	コージェネレーションシステムについては、燃料の種別ではなく、高効率で温室効果ガスの排出の少ないものを対象とします。	3
(4) 新エネルギー利用については、特に太陽エネルギーの内、太陽熱利用に重点をおくことが効果的。	御意見は今後対応を図る上で参考にさせていただきます。	1
(4) 地域冷暖房事業は公営住宅や被災地復興事業などに導入すると効果的。	実行計画は政府の事務・事業が対象であり、公営住宅事業や被災地復興事業は対象外です。	1
(4) 国が投資してきた様々な建築における省エネルギー技術を有効に活用すべき。	御意見は今後対応を図る上で参考にさせていただきます。	1
(4) コージェネレーションシステムは質に着目すべき。	コージェネレーションシステムは、全ての建物に一律に導入を図るのではなく、基本的に給湯需要等の熱需要の多い建物を対象に導入を図っていきたく考えています。	9
(7) 省エネルギー診断を活用した省エネ型設備の早期導入を推進することが必要。	御意見をふまえて対策に追加します。	1

4. 「3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」について

意見の概要	考え方	件数
(1) 夜間電力を活用した蓄熱システムやCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器の導入を図るべき。	御意見をふまえて対策に追加します。	1
(1)ア 会議室や大臣室、次官室等が対象となっているか不明確であるため「事務室等」を「庁舎内」とすべき。	御意見をふまえて表現の適正化を図ります。	2
(2) 誰がどの位ごみを排出しているのかを公表し、メリット・ペナルティー形式で取り組むべき。	御意見は今後対応を図る上で参考にさせていただきます。	1
(3) 文具その他資材を誰がどの位利用しているのかを明確にすべき。	御意見は今後対応を図る上で参考にさせていただきます。	2

5. 「5 計画の推進体制の整備と実施状況の点検」について

意見の概要	考え方	件数
情報公開の手続きも進めるべき。	計画の実施状況等については、公表します。	2